

カトリック教会法における

婚姻の形式的有効要件とその史的背景

枝 村

(南山大学) 茂

一 はじめに

カトリック教会は信仰の源泉である聖書と自然法にもとづく人間観とそれに関連した独自の婚姻観を有し、それを成文化した固有の婚姻法を有している。カトリックの婚姻観に従って婚姻は単なる世俗的・民事的行為もしくは制度であるばかりでなく「神(キリスト)自身によって創設され、神法で規制される夫婦の生活と愛の共同体で、相互的人格の授与の神聖不可侵の結合に立脚して神の創造のわざに参与するもの⁽¹⁾」であり、イエス・キリストによる救いの恩恵を現実⁽²⁾に効果する七つの秘跡の一つとして教えられている。こうしたカトリック教会の婚姻に関する基本教説を現行カトリック教会法典(Codex Iuris Canonici)⁽³⁾は次のように成文化している。

「男女が、相互に、全生涯にわたる生活共同体をつくるために行なう婚姻の誓約は、その本性上、夫婦の善と子の

出産および教育に向けられている。受洗者間（キリスト信者同志）の婚姻の誓約は、主キリストによって秘跡の尊厳にまで高められた」（第一〇五五条一項）。

「したがって、受洗者間においては、すべての有効な婚姻契約はそれ自体で秘跡である」（第一〇五五条二項）。

「婚姻の本質的特性は、単一性および不解消性である。これらの特性はキリスト者同志の婚姻においては、秘跡によって特別に強化される」（第一〇五六条）

このようにその実体的本質を変えることなく秘跡にまで高められ、不解消なものとしてされる婚姻契約の有効成立要件について教会法典は慎重かつ厳密に規定している。

「婚姻は法律上能力を有する者の間で適法に表示された当事者の合意によって成立する。この合意はいかなる人間の力によっても代替されえない」（第一〇五七条一項）

すなわち婚姻契約締結は両当事者によってなされる自由な合意のみが婚姻成立の実質的要件であり、カトリック教会の役務者の祝福や司式によって成立するのではない。婚姻の秘跡は婚姻契約それ自体のうちであり、契約当事者が相互にこれを授けるのであって教会の代表者、役務者である司教や司祭または助祭が授けるのではない。したがってこの観点では、カトリック教会の婚姻法は「婚姻は合意において成立する」（*consensus facit matrimonium*）と

いうローマ法の伝統を継承していることになる。ところでこのように当事者の婚姻意志の合致を代替不可能な婚姻成立の本質的要件と規定している教会法が、他方では婚姻の有効成立要件として「教会の面前での挙式」を無効制裁の措置をもって義務づけているのである。すなわち婚姻の有効性のために教会の権威と名において立合う職務上の証人 (*testis auctoritativus vel testis ex officio*) としてのカトリックの役務者の二人の単純証人 (*testes qualificati*) の面前での挙式と合意表明を義務づけているのである。⁽⁴⁾ これがいわゆる「フォルム・カノニカ」(*Forma Canonica* (教会法上の婚姻方式)) といわれているものでカトリック教会だけにみられる独特な法規である。それは婚姻成立の実質的要件ではなく法的有効性のための形式的要件というべき性格のものである。

とどこでかかる形式的有効要件は一五六三年、トリエント公会議 (1545 - 1563) によって初めて導入制定されたものであり、それ以前には少くとも全教會的レベルにおいては全くみられなかった画期的かつ問題をかかえた法規なのである。ある現代の教会法学者は、かかる教会方式の導入は不当かつ不幸な決定であり、キリスト教一致の障害にもなっていると批判する。⁽⁵⁾ 多くの古い教会公文書からも知られているように、教会はその草創の時期から婚姻の適法な (有効なではなく) 締結を保证するため絶えずなんらかの管轄権を行使してきたのであるが、九世紀以降証人なしにあるいは教会の面前で挙式されないいわゆる内縁 (無方式婚) が特に頻繁に行われるようになり、これを禁ずる多くの法令や教令が種々の地方公会議によって公布されたのである。⁽⁶⁾ そしてついに第四ラテラノ公会議 (1215) で教皇インノケンティウス三世は無方式婚の頒発とその悪用、弊害を防止するため婚姻の適法性のためにその予告あるいは公示を義務づけたのである。⁽⁷⁾ しかしそのような対策だけでは結局無方式婚の有効性を容認することになり、種々の不都合をまねかざるをえなかった。すなわち内密裡に行われた無方式婚の外法廷 (*forum externum*) における証明は実際には非常に難しく、その結果当事者に多くの悪用 (例えば第一の有効な内密婚の相手と簡単に離婚し、第

二の婚姻すなわち無効婚を公に試み、生涯姦通の生活を続けるといった⁽⁸⁾への道を開いた。こうした状況の中で開催されたトリエント公会議（1545—1563）は蔓延しつつある無方式婚の乱用と弊害に対する決定的な有効的対策を迫られ、有名な教令「タムエトシ」Tametsiの公布をもって全く先例のない教会法上の婚姻方式、すなわち「教会の面での挙式」を婚姻の有効要件として全教会に義務づけたのである⁽⁸⁾。

以下本橋において、その導入当初から今日に至るまでいろいろな意味で教会法学者や司牧者に問題を提起し、批判の対象となってきた教令「タムエトシ」Tametsiによる類例なき普遍法規の定立の史的背景について数年研究してきた成果の一端を紹介してみたい。

二 トリエント公会議における婚姻司牧に関する審議の焦点

一五四七年、ポローニヤを公会議会場として行われた最初の審議⁽⁹⁾においては、なによりも無方式婚の有効性について論議がなされ、このような婚姻は両親の同意と教会の規定する形式を欠くゆえに無効であると主張する少数の意見に対して、大部分の教父たちは婚姻の実体は婚姻当事者の自由な合意によって成立するかぎり内縁といえども真の婚姻かつ有効な婚姻であり、両者の婚姻意志の合致以外のすべての要件、たとえば両親の同意、司祭の祝福、証人の臨席、婚姻予告、公示などはすべて形式的もしくは附帯的要件にすぎないと主張した⁽¹⁰⁾。更に他の教父たちは無方式婚は真の有効婚であるばかりでなく、真の秘跡であると主張した⁽¹¹⁾。すなわち婚姻の秘跡の形相的要素は言葉で表示された婚姻の合意であり、質料的要素は法的に婚姻の資格能力を有する当事者である。一五六三年、十五年後、再びトレントに会場を移して行われた婚姻の秘跡に関する審議⁽¹²⁾においては、再び内縁問題が論議の中心となり、大多数の教父たちはここでもポローニヤでの教父たちと同じ論拠にもとづいて無方式婚の有効性と真の秘跡性を確認した⁽¹³⁾。かくてト

リエント公会議の審議の進行にともない婚姻契約の当事者の自由な合意のみが婚姻を成立させる本質的要件であることが一層明確なものとなっていったのである。しかし他方では無方式婚の社会的弊害を防止するために、教会は一体何が出来るかということが真剣に論議されるにいたった。かくして無方式婚の本性と有効性に関する論議から婚姻の有効性に介入する教会の権限についての論議に移行していったのである⁽¹⁴⁾。まず教父たちが直面した困難は有効かつ秘跡である婚姻を無効にする教会権の有無についてであった。かくして当面の打開策として、教会は果して無効制裁の条件をもって何らかの婚姻の形式的要件を規定できるか否かということが論議された。別言すれば果して教会はキリストによって制定された婚姻の実体もしくは本質を侵害もしくは変更することなく実定法をもって有効性に介入できるかということが問題の焦点となった。

三 公会議の教父たちによって試みられた種々の解決の道

こうした難問に対して否定的立場をとった少数の教父たちを除いて、大多数の教父たちは、その論証の仕方において異なるとはいえ教会にかかる権限があると主張したのである。婚姻の形式的有効要件の新規導入を支持する教父たちは二つの側面から、すなわち婚姻の秘跡的次元と秘跡性の自然的前提たる契約の本性面からこの困難の解決を試みる。

(一) ある教父たちは、婚姻の秘跡性を前提としても無方式婚を無効にすることができると主張する⁽¹⁵⁾。すなわち教会は秘跡の質料と形相を決定もしくは変更する権限を有する⁽¹⁶⁾。なぜならすべての秘跡の質料と形相は教会によってより明確に規定もしくは変更される余地のないほどキリストによって厳密かつ不可変的に制定されたのではない。したがってその秘跡の固有の質料と形相が何であるかを確定したり宣言することは教会の権限に属するというのが彼らの意

見である⁽¹⁷⁾。こうした秘跡的視点からの問題解決の試みは少数の教父たちによってしか支持されなかった。なぜなら多くの教父たちは全く新しい教義上の問題に介入することをちゅうちょしたからである。

(二) より多くの教父たちは、かかる冒険を避けてより安全な解決の道を見出そうと試みる。ある一部の教父たちは婚姻契約の締結者を法的に無資格もしくは無能力者にする (*inhabilitatio personarum*) ことによって、間接的に無方式婚を無効にする道を提唱する⁽¹⁸⁾。すなわち「教会の面前での挙式」という形式的要件の欠缺を血族障害の場合と同じように婚姻障害として規定しようとの試みである。しかしこうした解決法は多くの教父たちにとって納得し兼ねるものであった。すなわちある人を法的無資格者あるいは無能力者にするためには叙階の秘跡的カラクテル (霊印) や、血族関係のようにその人に永久的あるいは本性的に付属する原因か性質が必要であるが、婚姻の形式的要件の欠缺もしくは内縁性は婚姻契約者にとって外的なものであるに過ぎないというのである⁽¹⁹⁾。無方式婚防止のため婚姻の有効性に介入する教会権の正当性を論証するに当って、かなり多数の教父たちが見出したいわゆる第三の道、それは婚姻—契約説の拡張解釈の試みであった。かれらは婚姻はただ秘跡として理解されるだけでなく、また社会的契約としても理解できることを指摘し他の解決策を提唱する⁽²⁰⁾。すなわち社会的契約は有効性に関する限り社会共同体の權威にも従属する。それゆえ教会は一つの完全社会 (*societas perfecta*) として婚姻の秘跡性を損なうことなく婚姻の秘跡性に先行し、その前提となっている契約だけを無効にすることによって無方式婚を無効にすることができる⁽²¹⁾と主張する。彼らの考えによれば、契約などのすべての公的な行為を共同体の善のために秩序づけることは、それぞれの「完全社会」の公権の管轄に属することである。したがって婚姻が市民的契約である限り世俗国家の管轄に従属し、キリスト者の契約である限り教会の管轄に従属する。しかも教会権は世俗国家の権力より決して小さいものではないのである。人間は自然法上の権利によって自由に婚姻を締結することができる⁽²²⁾とはいえ、世俗国家の公権力は政治的・社

会的公共善のために婚姻契約を無効にすることができる。まして教会は一つの完全社会として無方式婚が教会共同体の公共善を害するかぎりそれを無効にすることができる。⁽²¹⁾

四 公会議教父たちに影響をおよぼした神学者たちの権威

ところでこうしたトリエント公会議教父たちによって試みられた無方式婚の有効性の確認と、これを無効とする教会権の論証において、度々有力な神学者たちの影響がみられることは注目に値する。すなわちペトルス・ロンバルド⁽²²⁾ ウス⁽²²⁾ (+1164)・トマス・アクィナス(1225-1274)・アントニヌス・フロレンティヌス⁽²³⁾ (1389-1459)カエタヌス⁽²⁴⁾ (1469-1534)・ボナヴェントゥラ⁽²⁵⁾ (1221-1274)・ルアル・タッセル(+1559)等の学説が彼らの論証を裏付ける権威として明示的あるいは間接的に引用されている。なかでもトマス・アクィナスの影響は多大で、無方式婚の有効性の論証のために婚姻の現実のうちに本質的成立要素と形式的・偶有的要素を区別する彼の意見が度々引用され、⁽²⁶⁾ また真の婚姻である無方式婚を無効にする教会権の論証においては、三つの異なるトマスの学説、特に婚姻のうちに世俗性もしくは政治・社会的本性と個人的・秘跡的本性を峻別する意見が少なからぬ教父たちによって引用されていることがわかる。⁽²⁷⁾ トマスによれば婚姻はただ秘跡であるだけでなく自然と社会共同体の責務でもある。それゆえに教会は婚姻に関する事柄において、他の秘跡について以上により大きな権限を有する。すなわち婚姻が公務あるいは契約であるかぎり、それぞれの管轄に従って、あるいは世俗国家の公権力に、あるいは教会の権威による法規制に服するのである。⁽²⁸⁾ しかしトマス自身はかかる教会権が無方式婚を無効にするためにまで与えられているか否かについては、少くとも明示的には何も述べていないのであって、そうした拡張解釈・適用はトリエント公会議教父たちによって初めてなされたわけである。

五 教父たちによる二つのテーゼの総合

かくして多くの教父たちはトマスの教説に依拠しながら婚姻をその社会的本性面から公的契約とみなすことにより、世俗国家との類比において婚姻の有効性に介入する教会権の正当性を論証し、当初からの困難であった二つのテーゼの総合を試みたわけである。すなわち両当事者の自由な婚姻の合意によってのみ婚姻が成立するかぎり無方式婚も眞の婚姻であり秘跡でもある。しかし教会はかかる婚姻の有効性を婚姻のもつ社会的本性面において、すなわち契約であるかぎりにおいて公共善のために阻止することができる。確かに婚姻はキリストによって秘跡の尊厳にまで引き上げられたが、しかしこのことによつて婚姻の前秘跡的本性、すなわち自然法上、社会共同体的要請すなわち契約としての本性を喪失してしまつたわけではない。それゆゑ婚姻は世俗国家の権力と同時に教会の權威による法規制のもとにも置かれるのである。⁽²⁹⁾ こうした解決の教理上の正当化は結局「完全社会」としての教会の公権的管轄の論証もしくは肯定にほかならない。

六 結 び

以上の我々の研究を通して結論されることは、十六世紀の長きにわたつて全く先例のない画期的な教会普遍法規の導入に當つてトリレント公会議教父たちが直面し克服しなければならなかつた幾つかの困難、特に有効であり眞の婚姻である無方式婚を無効にする教会権の正当化において、十全的、排他的、決定的な効力をもつた論証は見当らなかつたということである。従つて教令「タムエトシ」は決して教理的に百パーセント問題を解決したものではないことはあきらかである。事実一部の教父たちは最後まで激しく反論し、この事実を正確、公正に議事録に記録するよう要

求したのである。しかしそうした複雑な審議と教令「タムエトシ」の作成、公布に至る経過において、少なくとも大多数の教父に大きな効果を及ぼした論証は婚姻を社会的契約とみなす古典的学説であり、取り分け十三世紀の神学者トマス・アクィナスの学説が当時の教父たちに広く知られ受入れられ影響を与えていたことがわかるのである。ちなみに教令「タムエトシ」の最終決定文を紹介すると、教令は先ず前文において当時問題であった無方式婚の無効を主張する説を排斥し、自由な合意のみが婚姻の実体を成立させることを莊嚴に宣言した後、その主要部分において婚姻の有効要件として、以後「教会の面前での挙式」すなわち主人司祭と二人の証人の前で締結された婚姻のみが有効であることを規定している。しかし注目すべきことであるが、教令の本文は内縁の防止の方法として公会議中提出された主要な論証である二つの解決方法、すなわち無方式婚を試みる人の法的無資格化 (*inhabilitatio personae*) と無方式婚そのものを直接無効にするいわゆる無効法 (*lex irritans*) とを併記していることである。このことから本教令の折衷的性格がうかがわれる。一五六三年十一月十一日の第二十四会期で行われた本教令の認証に対する最終投票結果は一九九の有効投票中一三三票の賛成、五五の反対者であり、残りは他者に決定権を委任する立場であった。

最後に、トリエント公会議が全く新規の婚姻の有効、形式的要件として「フォルム・カノニカ」(教令法上の婚姻方式)を導入するに当って直面した困難とその解決の不完全さを、今日の教令法学の成果をふまえて批判できるとすれば次のようにいうことができるであろう。すなわち公会議教父たちによって提出された解決の方法とその論証が十全・決定的な説得力を持ち得なかった理由として、彼らが当時まだ、今日教会法哲学において受入れられている法的行為の形而上学的構造についての認識の欠除、すなわち法的行為の非存在 (*inexistentia actus iuridici*) と実体的に存在する法行為の非効果性あるいは無効性 (*inefficacitas actus iuridici*) との間の明確な区別を知っていないかったことを指摘できるであろう。すなわち法的行為はそれ自体として全く人格的なものであるゆえ行為者の

意志によってのみ成立する。しかしもしかかると人格的意志が欠けた場合、法的行為の内的構造は存在せず実体的にはなにも成立されない。しかし国家あるいは公共社会の公権力は、その共同体の善（公益）のため管轄下の人々のすべての法的行為を規制する権能を有している。それゆえいかなる国家あるいは公共団体も、法的行為の内的構造もしくは法的行為の成立原因を阻害することなく公共的行為の有効性に影響することができない。すなわちそれが国家もしくは公共団体の善に役立つかぎり、なされた法的行為の外的構造すなわちその社会的、法的効果を否認もしくは積極的に阻止することができる。それを婚姻に関していうならば、婚姻の実体は婚姻契約の当事者間の自由な合意によってのみ成立する。しかし完全社会としての教会は外的構造もしくは社会的・法的効果に関するかぎり、締結された婚姻の有効性もしくは法的効果に対して権限を行使することができる。それゆえ教会は自然法上瑕疵のない婚姻が、社会的次元もしくは外的法廷において法的効果を有しないよう、婚姻締結の一定の方式もしくは条件を実定法によって規定する権能を有しているのである。

したがって今日ではこうした法的行為の形而上学的構造の解明および婚姻の実体的成立要件と、その法的・社会的次元の効果性との峻別によってトリエンツ公会議が直面し、十全の解答を見出しえなかった困難は少くとも法神学上では解決されているということが出来る。また実際上の困難、すなわち教令「タムエトシ」に由来し、今日なおカトリック教会において普遍法として残存しているフォルマ・カノニカ（教会法上の婚姻方式）から生ずるエクメニズムおよび布教・司牧上の困難もしくは障害等も、第二ヴァティカン公会議を契機としてカトリック教会が諸宗教・諸文化に対して示した柔軟で肯定的な姿勢と司牧的理由による種々の例外的措置の認容によって、実際的にはほとんど解消されているということが出来る。

注

(1) 第二バチカン公会議の公文書、「現代世界における教会に関する司牧憲章」(*constitutio pastoralis de Ecclesia in mundo huius temporis*) 四八一五〇番

(2) カトリック教理によれば秘跡とは、イエス・キリストによって制定された感覚でとらえることができるし、しるしであって、これによって目に見えない恩恵と内的聖化が与えられるとしている。トリエント公会議(一五四五—一五六三)は秘跡には洗礼、聖信、聖体、罪のゆるし、病者の塗油、叙階、婚姻の七つがあると宣言している。

(3) ラテン教会に属する全カトリック信者を直接対象とする普通立法の成果としての最初の「教会法典」(*Codex Iuris Canonici*) は一九一七年五月二十七日教皇ベネディクトゥス十五世によって公布されたが、その後の急激な社会状況の変化に対応するため、第二バチカン公会議を契機として教会刷新と現代への適応の一環として法典の全面改正が行われ、一九八三年一月二十五日教皇ヨハネ・パウロ二世によって「新教会法典」が公布された。学会での発表時には「新教会法典」は未公布であったので「旧教会法典」にしたがって条文を引用したが、本稿では「新教会法典」にしたがって書き改めた。

(4) このことを現行教会法典第二一〇八条一項は「婚姻はこれに立ち合う地区裁判権もしくは主任司祭または助祭の面前で、ならびに二名の証人の面前で……締結されたもののみが有効である」と規定している。なお本規定の例外措置については第二一六条および第二一七条参照

(5) 例えは H. Dombois, *Das Decretum "Tametsi" de reformatione matrimonii von 1563 des Tridentes Konzils, in Kerygma und Dogma* 9(1963) S. 208-222. J. C. Barry, *The Tridentine form of marriage: is the law unreasonable? in The Jurist*, 20(1960) 157-178. G. Reidich, *Der Vertragsschissungsakt als ausseres des Eheakramentes* (マントヴァン大学に提出された学位論文、未出版) S. 215-216. じつで付記すべきことは、トリエント公会議に由来する「フォルマ・カノニカ」(*Forma Canonica*) の規定が何故エシメニスムや布教・司牧上の障害になるかという理由である。本文では明白に説明していないが「教会法典」の直接拘束対象はカトリック教会に所属する者だけであるが、しかし彼らが非カトリック者との混宗婚あるいは非キリスト者との異宗婚を試みることによって間接的にこれらの人々も拘束対象となり、このことから宗教上、司牧上の困難や障害が生ずるわけである。

司祭の祝福をとまなう公的婚姻式を規定した種々の地方公会議の法令は Mansi (J. D. Mansi, *Sacrorum Conciliorum nova et amplissima Collectio, Florentiae-Venetis-Parisiis* 1759ss) の *曼西の集録* Mansi, XIII, 850; XVII, 287; XXIII, 29, 383, 891, 1200; XXIV, 548, 527, 793, 1050; XXV, 72, 686.

- (7) Cap. 3, X, IV, 3.
- (8) 教令「タムエトシ」の公布の動機と目的について第二十四総会の「婚姻の改革」に関する規定第一章が述べている。すなわちそれは無方式婚に伴う種々の司牧的・靈的弊害を有効に防止することであって、一部の人が批判しているように、世俗國家の権威の前でのみ締結された婚姻をさまたげることはなかった。
- (9) 教令「タムエトシ」の準備はポーランドで始められていた。すなわち婚姻の教理については一五四七年四月二十六日から、無方式婚については一五四七年八月二十九日から九月六日まで、規定の草案は九月九日から討議された。それから十四年を経た一五六二年十二月六日にトレントで再びこの問題がとりあげられた。
- (10) e.g. Materanus in: CT (Concilium Tridentinum: Diariorum, Actorum, Epistularum, Tractatum nova Collectio, ed. Societas Goerresiana, Freiburg Br.1901ss) VI, 419-420; Motulanus, CT VI, 421; Aquinatensis, CT VI, 426; Alyphanus, CT VI, 426; Aquensis Vorstius, CT CV 421; Lavellinus, CT VI, 426; Feltrensis, CT VI, 427; Veronensis Coadiutor, CT VI, 425; Parentinus, CT VI, 424; Armacanus, CT VI, 431; Alyphanus, CT VI, 471; Minoriensis, CT VI, 472; Aquensis Gallus, CT VI, 473; Sarsinensis, CT VI, 474; Britonoriensis, CT VI, 474; Albinghanensis, CT VI, 475; Generalis Praedicatorum, CT VI, 478.
- (11) e.g. Britonoriensis, CT VI, 533; Lavellanus, CT VI, 533; Aprutinus, CT, VI, 533; Generalis Praedicatorum, CT VI, 534.
- (12) 一五六三年トレントで行われた無方式婚防止対策に関する討議については R.Lettman, Die Diskussionen über die klandestinen Ehen……, Munster 1966, S. 15-30; G.Z. Gomez, De Matrimoniis Clandestinis in Conc. Trid., Romae 1950, pp. 25-51 参照。
- (13) 無方式婚の有効性を確認している公会議教父としては Alphonsus Salmerons, CT IX, 385; Antonius Cochier, CT IX, 398; Venetiarius, CT IX, 643; Simon Vigor, CT IX, 397; Cosmas Damianus Ortolanus, CT IX, 389; Antonius de Gagnano, CT IX, 407; Thadaeus Persinus, CT IX, 408; Lucerinus, CT IX, 660; Hyprensis, CT IX, 669; Reginus, CT IX, 700; Generalis Iesuitarum, CT, 741 などがある。
- 無方式婚の秘跡性を弁護している公会議教父として Antonius de Gagnano, CT IX, 407; Card. Madrutinus, CT IX, 643; 648; Montisfaliscus, CT IX, 663; Reginensis, CT IX, 651; Larinensis, CT IX, 662; Clusinus, CT

- IX, 725; Aloysius de Burgo novo, CT IX, 406; Civitatis Castelli, CT IX, 976; Antonius Helius, CT IX, 902 たふがはむかふたぬ。
- (14) Cf. Le Bras, *Mariage, Le Concil de Trente*, in: D.Th.C., t. IX, part. 2, col. 2235-36; R. Lettman, *Die Diskussion über die Klandestinen Ehen, Munster/Westf.* 1967, pp. 118-119.
- (15) Gaudiscensis, CT IX, 672; Lucensis, CT IX, 674; Augustinensis, CT IX, 720.
- (16) Aloysius de Burgo novo, CT IX, 406; Bracarensis, CT IX, 697.
- (17) Clodiensis, CT IX, 704; Fesulanus, CT IX, 712; Vicensis, CT IX, 719; Ugentius CT IX, 725; Segobiensis CT IX, 709; Iustinopolitanus, CT IX, 706.
- (18) Aciensis, CT IX, 651; Auriensis, CT IX, 663; Abbas Euticius, CT IX, 678; Granatensis, CT IX, 781.
- (19) Calvensis, CT IX, 671; Rossanensis, CT IX, 647, 691; Intermnensis, CT IX, 707; Civitatis Castellanae, CT IX, 728; Hyprensis, CT IX, 729.
- (20) Thaddaeus Persinus, CT IX, 408; Bracarensis, CT IX, 650; Saginsis, CT IX, 654; Clugiensis, CT IX, 655; Brugnatensis, CT IX, 656; Cotronensis, CT IX, 655; Gebennensis, CT IX, 663; Almeriensis, CT IX, 666; Civitatensis, CT IX, 668; Namurcensis, CT IX, 670, 730; Lucensis, CT IX, 674; Monopolitanus, CT IX, 675; Auriensis, CT IX, 663; Naxiensis, CT IX, 700; Clodiensis, CT IX, 704; Leriensis, CT IX, 713; Legionensis, CT IX, 721; Salmeron, CT IX, 385; Asturicensis, CT IX, 662; Ladrensis, CT IX, 663.
- (21) Didacus Paiva, CT IX, 401; Ferdinandus de Bellosillo, CT IX, 404; Granatensis, CT IX, 644; Mutinensis CT IX, 659; Bracarensis, CT IX, 650; Metensis, CT IX, 662; Columbiensis, CT IX, 673; Clodiensis, CT IX, 704; Legionensis, CT IX, 665, 721; Oppidensis, CT IX, 732; Leriensis, CT IX, 661; Generalis Praedicatorum, CT IX, 679; Bracarensis, CT IX, 697; Tarentinus, CT IX, 698; Ostunensis, CT IX, 724; Civitatis, CT IX, 727; Mendoza (Episcopus Salamantinus), CT IX, 689-690; Petrus Morcatus, CT IX, 403, Almeriensis, C IX, 722.
- (22) マテウス・ロウ・マテウスの権威を引用したのは公会議教父のひとりだ Generalis praedicatorum (Franciscus Romeus), CT

- VI, 654; Motulanus (Angelus Paschalis OP), cf. Arch. Vat., Conc. Trid., Vol. 7, fol. 153 v; Generalis Franciscanorum, CT VI, 654 などが見られる。
- (23) トム・ド・フロレンティヌス (S. Antoninus Florentinus 1389-1459) の權威に依頼してゐる教父としては Chironensis (Ioannes Franciscus Vidura, in: CT IX, 710); Aquinatensis (Adrianus Fusconius, in CT IX, 714); Franciscus Delgado (CT IX, 733-734) などが見られる。
- (24) カエタヌス (Caietanus, 1469-1534) の權威は Antonius Leitanus (Theologus Lusitanus, in CT IX, 398) によつて引用されてゐる。
- (25) ボナヴェンチュラ (Bonaventura, 1221-1274) の權威を引用してゐる公会議教父としては Panormitanus (Octavius Praeconius OFM, in CT IX, 664); Montismarani (Antonius de S. Michaelae OFM, in CT IX, 715); Generalis Praedicatorum (in CT VI, 534 adn. 3)
- (26) 特に IV Sent., d. 27 q. 1, a. 2; d. 28, q. 1, a. 3 におけるトマス の意見が明示的に引用されてゐる。これらの個所に依頼してゐる教父としては Veronensis (Aloysius Lippomanus, cf. CT VI, 425); Motulanus (Angelus Paschalis, OP. cf. Arch. Vat., Conc. Trid., vol. 7, fol. 153r; CT IX, 663); Generalis Dominicanorum (cf. CT VI, 534, 654); Chironensis (Magister Theol. cf. CT VI, 635); Aprutinus (cf. CT VI, 634); Generalis Minorum Conventualium (cf. CT VI, 654); Naxiensis (cf. CT VI, 420); Aquinatensis (cf. CT VI, 426); Lavellinus (cf. CT VI, 426) などが見られる。
- (27) Progeneralis Carmelitarum (Stephanus Facinus), CT IX, 679; Namucensis (Antonius Havetius OP), CT IX, 730; Naxiensis (Antonius Iustinianus OP), CT IX, 700; Aquinatensis (Hadrianus Fusconius), CT IX, 714; Didacus de Paiva (Theologus Lusitanus), CT IX, 400-401; Thaddaeus Persinus (Theologua OSA), CT IX, 408; Clugiensis (Jacobus), CT IX, 655; Lucensis (Franciscus Delgado), CT IX, 733; Ostiensis (Joannes Carolus Bovius), CT IX, 724; Civitatensis (Didacus Covarruvius de Leyva), CT IX, 727; Leriensis (Caspar de Casale, OESA) CT IX, 661; Sagiensis (Petrus du Val.), CT IX, 654; Auriensis (Franciscus Blanco), CT IX, 663; Montismarani (Antonius de S. Michaelae), CT IX, 715; Bracarensis (Bartholomeus de Martyribus OP), CT IX, 650.

- (28) cf. S. Thomas, IV Sent., d. 26, q. 1, a. 1, sol. ; q. 2, a. 2, sol. ; d. 27, q. 1, a. 2, sol. 1 et 2, sed c. ; d. 31, q. 1, a. 2, sol. , ad 1 et 2 et 7 ; d. 31, q. 1, a. 3, sed c. ; d. 34, q. 1, sol. , ad 4. ; d. 36, q. 1, a. 5, sol. ; d. 40, q. 1, a. 4, ad 3 et 4. C. Gent., IV, 78. S. Th., I-II, q. 102, a. 5, ad 3 ; III, q. 29. a. 2 : q. 65, a. 1, c. ; I, q. 92, a. 1, ad 2 : q. 98, a. 2. VIII Ethic., 12.
- (29) cf. Leriensis, CT IX, 661 ; Progeneralis Carmelitarum, CT IX, 679 ; Civitatensis, CT IX, 668.
- (30) 六十名の公会議教父たちはなんらかの仕方て教会「タ・エ・ト・ス」を承認する発言をしているが、その中四十名の教父たちの論証は婚姻契約説に依拠している。cf. O. Robleda, Matrimonium est contractus, in ; Periodica de re morali, Canonica, Liturgica, 53(1964) PP. 374-377: Le Bras, Mariage, Le Concile de Trente, in ; D. Th. C, t. IX, part. 2, col. 2236.
- (31) 以下は教会「タ・エ・ト・ス」の決定文の主眼部分の原文である。特に注目すべき重要箇所は下線を引いた。

Tametsi dubitandum non est, clandestina matrimonia, libero contrahentium consensu facta, rata et vera esse matrimonia, quamdiu ecclesia ea irrita non fecit, et proinde iure damnandi sunt illi, ut eos sancta synodus anathemate damnat, qui ea vera ac rata esse negant quique falso affirmant, matrimonia a filiis familias sine consensu parentum contracta, irrita esse, et parentes ea rata vel irrita facere posse: nihilominus sancta Dei ecclesia x iustissimis causis illa semper detestata est atque prohibuit. Verum cum sancta synodus animadverta, prohibitiones illa propter hominum inobedientiam iam non prodesse, et gravia peccata perpendat, puae ex eisdem clandestinis coniugiis ortum habent, praesertim vero eorum, qui in statu damnationis permanent, dum, priore uxore, cum qua clam contraxerant, relicta, cum alia palam contrahunt et cum ea in perpetuo adulterio vivunt; cui malo cum ab ecclesia, quae de occultis non iudicat, succurri non possit, nisi efficacius aliquod remedium adhibeatur: idcirco sacri Lateranensis concilii, sub Innocentii III celebrati, vestigiis inhaerendo praecipit, ut in posterum, antequam matrimonium contrahatur, ter a proprio contrahentium parochotribus continuis diebus festivis in ecclesia inter missarum sollemnia publice denuntietur, inter quos matrimonium sit contrahendum; quibus denuntiationibus factis, si nullum legitimum opponatur impe-

dimentum, ad celebrationem matrimonii in facie ecclesiae procedatur, ubi parochus, viro et muliere interrogatis, et eorum mutuo consensu intellecto, vel dicat: Ego vos in matrimonium coniungo in nomine Patris et Filii et Spiritus Sancti, vel aliis utatur verbis, iuxta receptum uniuscuiusque provinciae ritum. Quodsi aliquando probabilis fuerit suspicio, matrimonium malitiose impediri posse, si tot praecesserint denuntiationes: tunc vel una tantum denuntiatio fiat, vel saltem parochi et duobus vel tribus testibus praesentibus matrimonium celebretur; deinde ante illius consumationem denuntiationes in ecclesia fiant, ut, si aliqua subsunt impedimenta, facilius detegantur, nisi ordinarius ipse expedire iudicaverit, ut Praedicatae denuntiationes remittantur, quod illius prudentiae et iudicio sancta synodus reliquit. Qui aliter, quam praesente parochi vel alio sacerdote, de ipsius parochi seu ordinarii licentia, et duobus vel tribus testibus matrimonium contrahere attentabunt: eos sancta Synodus ad sic contrahendum omnino inhabiles reddit, et huiusmodi contractus irritos et nullos esse decernit, prout eos praesenti decreto irritos facit et annulat.....